

平成29年度第1回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

日時：平成29年6月9日（金）

審議会終了後 15:00頃～16:00

場所：盛岡市総合福祉センター 講堂

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 第12次鳥獣保護管理事業変更計画（案）等の概要について（報告）・・・資料1

(2) 狩猟鳥獣の捕獲の禁止等について（報告）・・・・・・・・・・資料2

(3) 岩手県自然環境保全指針の見直しについて（報告）・・・・・・・・・・資料3

4 その他

5 閉 会

第 12 次鳥獣保護管理事業変更計画(案)等の概要について

1 計画の名称

- (1) 第 12 次鳥獣保護管理事業計画
- (2) 第 5 次シカ管理計画

2 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日

3 変更計画の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）の一部を改正する省令の施行が予定されていることから、第 12 次鳥獣保護管理事業計画及び第 5 次シカ管理計画について所要の変更を行う。

4 主な変更内容

- (1) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の見直し（規則第 10 条第 1 項）

現行において、捕獲等の禁止をしているヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジの雌（亜種コウライキジを除く。）について、捕獲等を禁止する期間を延長する。

現 行	改 正 案
・ 禁止期間は平成 24 年 9 月 15 日から平成 29 年 9 月 14 日	・ 禁止期間は平成 29 年 9 月 15 日から平成 34 年 9 月 14 日

- (2) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し（規則第 10 条第 2 項）

国において、捕獲等を制限しているニホンジカについて、規則の改正により頭数制限を解除することから、県において制限の一部を解除している規定を削除する。

5 スケジュール（予定）

平成 29 年 6 月	環境審議会自然・鳥獣部会（報告）
6 月	一部改正省令交付
7～8 月	パブリックコメント
8 月	関係機関への意見照会
9 月	環境審議会自然・鳥獣部会（審議・答申）
10 月	変更計画の策定及び公表

新旧対照表（変更箇所は下線で表示（以下同じ。））

現 行	変更後
<p style="text-align: center;">第12次鳥獣保護管理事業計画書</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[略]</p> <p>第一～第八 [略]</p> <p>第九</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 狩猟の適正化</p> <p>(1) 鳥獣の捕獲等の禁止等</p> <p>本県においては、別に掲げるとおり、狩猟鳥獣のうち、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるキジ、ヤマドリについては、法第12条第2項の規定により捕獲等の禁止の措置を講じている。また、ニホンジカについては、その捕獲に猟犬を使用する猟法等の禁止の措置を講じているが、ニホンジカによる農業被害が恒常的に発生していることから、禁止措置の解除について検討する。</p> <p>また、生息数の減少が著しく特に保護繁殖が必要なものについては、狩猟鳥獣の見直し等を環境省に働きかけていくとともに、必要に応じて関係団体等と協議しながら、区域又は期間を定めての捕獲等の禁止又は捕獲数の制限等の措置について検討を行う。</p> <p>なお、各種制限等の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。</p>	<p style="text-align: center;">第12次鳥獣保護管理事業計画書</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成29年〇月〇日変更)</u></p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[略]</p> <p>第一～第八 [略]</p> <p>第九</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 狩猟の適正化</p> <p>(1) 鳥獣の捕獲等の禁止等</p> <p>本県においては、別に掲げるとおり、狩猟鳥獣のうち、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるキジ、ヤマドリについては、法第12条第2項の規定により捕獲等の禁止の措置を講じている。また、ニホンジカについては、その捕獲に猟犬を使用する猟法等の禁止の措置を講じているが、ニホンジカによる農業被害が恒常的に発生していることから、禁止措置の解除について検討する。</p> <p>また、生息数の減少が著しく特に保護繁殖が必要なものについては、狩猟鳥獣の見直し等を環境省に働きかけていくとともに、必要に応じて関係団体等と協議しながら、区域又は期間を定めての捕獲等の禁止又は捕獲数の制限等の措置について検討を行う。</p> <p>なお、各種制限等の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。</p>

現 行

鳥獣名	禁止又は狩猟期間の延長等の内容	区 域	現行の措置の期間
キジ ヤマドリ	毎年1月16日から 2月15日まで捕獲禁止 (昭和42年から継続)	県内一円 (ただし、猟区を除く。)	<u>平成24年11月15日から</u> <u>平成29年11月14日まで</u>
ニホンジカ	猟犬使用による捕獲禁止 (昭和30年から継続)	県内一円	昭和30年12月6日から 無期限 ※禁止の解除を検討する。
	毎年2月16日から3月31日まで及び 11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長 <u>捕獲等の制限の一部解除</u> <u>捕獲等の数の一日当たりの上限</u> <u>を定めない。</u>		<u>平成25年11月15日から</u> <u>平成29年3月31日まで</u>
イノシシ	毎年2月16日から3月31日まで及び 11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長	県内一円	<u>新規</u>

(2) [略]

4～8 [略]

変更後

鳥獣名	禁止又は狩猟期間の延長等の内容	区 域	現行の措置の期間
キジ ヤマドリ	毎年1月16日から 2月15日まで捕獲禁止 (昭和42年から継続)	県内一円 (ただし、猟区を除く。)	<u>平成29年11月15日から</u> <u>平成34年11月14日まで</u>
ニホンジカ	猟犬使用による捕獲禁止 (昭和30年から継続)	県内一円	昭和30年12月6日から 無期限 ※禁止の解除を検討する。
	毎年2月16日から3月31日まで及び 11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長 [削除]		<u>平成29年11月15日から</u> <u>平成34年3月31日まで</u>
イノシシ	毎年2月16日から3月31日まで及び 11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長	県内一円	<u>平成29年11月15日から</u> <u>平成34年3月31日まで</u>

(2) [略]

4～8 [略]

現 行	変更後
<p style="text-align: center;">第5次シカ管理計画</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[略]</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 管理の実施</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 個体数管理</p> <p>① 狩猟による捕獲の促進</p> <p>ア 狩猟期間の延長</p> <p>[略]</p> <p><u>イ 捕獲数制限の解除</u></p> <p><u>1日1人当たりの捕獲数の上限を定めないこととする。</u></p> <p><u>ウ</u> シカ肉の放射性物質検査実施</p> <p>[略]</p> <p>②・③ [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>7 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第5次シカ管理計画</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成29年〇月〇日変更)</u></p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[略]</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 管理の実施</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 個体数管理</p> <p>① 狩猟による捕獲の促進</p> <p>ア 狩猟期間の延長</p> <p>[略]</p> <p>イ [削除]</p> <p><u>イ</u> シカ肉の放射性物質検査実施</p> <p>[略]</p> <p>②・③ [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>7 [略]</p>

狩猟鳥獣の捕獲の禁止等について

1 概要

現在、岩手県において指定している狩猟鳥獣の捕獲禁止期間等について、指定期間が満了することから、期間の延長等について検討するとともに、第二種特定鳥獣管理計画を策定したイノシシについて、捕獲等を強化するため狩猟期間の延長を検討する。

2 対象鳥獣及び禁止等の内容

(1) キジ及びヤマドリの捕獲等の禁止について

- 対象鳥獣 : キジ及びヤマドリ
捕獲禁止期間 : 平成 29 年 11 月 15 日から平成 33 年 11 月 14 日までの
毎年 1 月 16 日から 2 月 15 日まで
区 域 : 県内一円の区域。ただし、猟区を除く。
指定理由 : 資源量の保護等を図るため、狩猟期間を短縮し、捕獲を制限する。

(2) ニホンジカの狩猟期間の延長について

- 対象鳥獣 : ニホンジカ
捕獲延長期間 : 平成 29 年 11 月 15 日から平成 34 年 3 月 31 日までの
毎年 2 月 16 日から 3 月 31 日まで及び 11 月 1 日から同月 14 日まで
区 域 : 県内一円の区域
指定理由 : 個体数の低減を図るため、狩猟期間を延長し、捕獲を促進する。

(3) イノシシの狩猟期間の延長について

- 捕獲延長期間 : 平成 29 年 11 月 15 日から平成 34 年 3 月 31 日までの
毎年 2 月 16 日から 3 月 31 日まで及び 11 月 1 日から同月 14 日まで
区 域 : 県内一円の区域
指定理由 : 個体数の低減を図るため、狩猟期間を延長し、捕獲を促進する。

5 スケジュール（予定）

- 平成 29 年 6 月 環境審議会自然・鳥獣部会（報告）
6 月 一部改正省令交付
7～8 月 関係機関等への意見照会
9 月 環境審議会自然・鳥獣部会（審議・答申）
10 月 告示

**対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めること
及び狩猟鳥獣の変更について**

○対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の見直し（規則第10条第1項）

- ・現行において、捕獲等の禁止をしている狩猟鳥獣について、規制の変更を検討するほどの特段の状況の変化は認められないことから、九州地方のツキノワグマを除き捕獲等を禁止する期間を延長する。
- ・九州地方のツキノワグマは絶滅したと評価されているため、捕獲等を禁止する区域から九州地方を削除する。
- ・チョウセンイタチのうち、長崎県対馬市の個体群については、環境省レッドリストではNT（準絶滅危惧）、長崎県レッドリストではLP（絶滅のおそれのある地域個体群）とされているため、新たに捕獲等を禁止する。

①ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジの雌（亜種コウライキジを除く。）について捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	・禁止する区域は全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）
・禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日	・禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日

②ヒヨドリについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県	・禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県
・禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日	・禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日

③ツキノワグマについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	・禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
・禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日	・禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日

④シマリスについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・ 禁止する区域は北海道	・ 禁止する区域は北海道
・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日	・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日

⑤チョウセンイタチについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・ (なし)	・ 禁止する区域は長崎県対馬市
・ (なし)	・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日

○対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し（規則第10条第2項）

- ・ 現行において、捕獲等を制限しているニホンジカについて、指定管理鳥獣に指定されたことや、積極的な捕獲の方針を打ち出していることから、頭数制限を解除する。

現行	改正案
・ 捕獲等の数の一日当たりの上限は一頭	・ (削除)

○対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の禁止の見直し（規則第10条第3項第12号）

- ・ 現行において、禁止する猟法としている弓矢について、クロスボウ（ボーガン）による負傷個体の懸念があることから、「弓矢」を「矢」と改正し、吹き矢に規制を加えるとともに、クロスボウの規制を明確化する。

現行	改正案
・ 弓矢を使用する方法	・ 矢を使用する方法

○狩猟鳥獣の指定の見直し（規則第3条、別表第2）

- ・ 長崎県対馬市以外の地域では外来種であること、体サイズから非狩猟鳥獣であるイタチ（メス）と判別することが可能であると考えられることから、「オスに限る」を削除し、チョウセンイタチが雌雄ともに狩猟鳥獣となる。

現行	改正案
・ チョウセンイタチ（オスに限る）	・ チョウセンイタチ

※規則：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）

岩手県告示第682号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

平成24年10月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 対象狩猟鳥獣の種類 キジ及びヤマドリ
- 2 区域 県内一円の区域。ただし、猟区を除く。
- 3 期間 平成24年11月15日から平成29年11月14日までの毎年1月16日から2月15日まで

岩手県告示第753号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲等の制限の一部を解除する。

平成25年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 捕獲等の制限の一部を解除する狩猟鳥獣の種類 ニホンジカ
- 2 捕獲等の制限の一部を解除する区域及び期間
 - (1) 区域 県内一円の区域
 - (2) 期間 平成25年11月15日から平成29年3月31日まで
- 3 捕獲等の制限の一部を解除する内容 捕獲等の数の一日当たりの上限を定めない。

「岩手県自然環境保全指針」の見直しについて

1 指針見直しの必要性

「岩手県自然環境保全指針」（概要は別紙のとおり）は、環境影響評価の確認や生物多様性の現状や動向を把握するための基礎的資料であるが、策定から時間が経過し状況が変化してきていることから、見直しが必要となっているものである。

（見直し期間は、平成 30 年度から 32 年度の 3 ヶ年を予定している。）

2 岩手県自然環境保全指針見直し検討委員会

自然環境に関する学識経験者 6 名の委員により構成する。

氏名	所属・職名	専門分野
青井 俊樹	岩手大学名誉教授	動物（哺乳類）
伊藤 英之	岩手県立大学総合政策学部教授	地形・地質
吉田 勝一	岩手大学名誉教授	昆虫
渋谷 晃太郎	岩手県立大学総合政策学部教授	環境政策・環境教育
鈴木 まほろ	岩手県立博物館専門学芸員	植物
由井 正敏	東北鳥類研究所長	動物（鳥類・生態系）

3 会議の開催

平成 29 年度において、3 回開催し、検討の結果を平成 30 年度の予算要求に反映させる。

【第 1 回】6 月下旬～7 月上旬

- ・現状の把握
- ・問題点の整理

【第 2 回】7 月下旬

- ・指針見直し方向性の整理①
（事務局案を示して意見をいただく。）

【第 3 回】9 月中旬

- ・指針見直し方向性の整理②
（いただいた意見を反映したものを確認）

岩手県自然環境保全指針の概要

1 自然環境保全指針の趣旨

本県の自然の現状を正確に把握するとともに、それぞれの自然の状況に即して計画的に保全施策を講じていくことを目的として「岩手県自然環境保全指針」を策定しました。

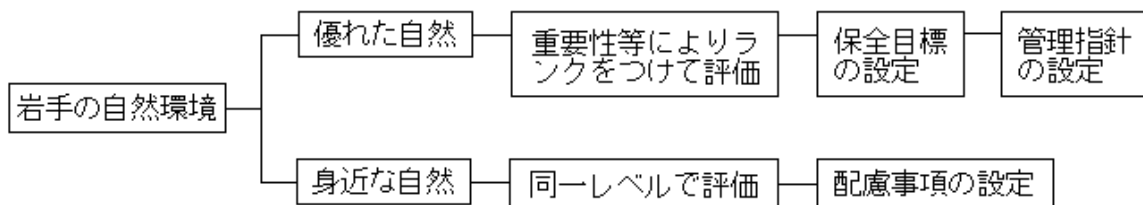
本指針は法的拘束力を持つものではありませんが、本県の自然環境の現状を総合的に評価し、保全方向(ガイドライン)を示すことにより、自然環境に配慮した各種事業の推進に当たっての指針となるとともに、県民及び事業者に自然環境の保全に対する理解と協力を求めるものです。

特に、環境影響評価条例を運用する際の基礎資料としても活用しうるものです。

なお、指針における評価は、他県との比較ではなく、自然環境の県内における相対的な評価です。

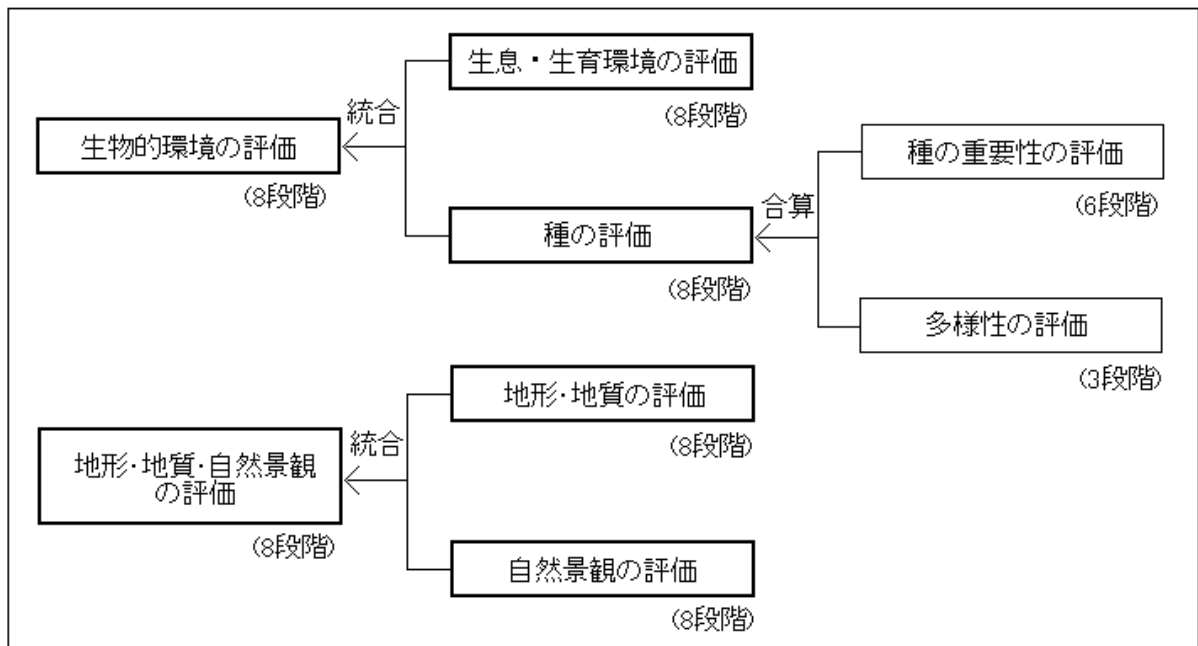
2 自然環境保全指針の内容

本指針においては、学術的な重要性、貴重性という視点で捉えた自然環境である「優れた自然」と、親しみやすさ、ふれあいという視点で捉えた自然環境である「身近な自然」の2つに区分して取り上げました。



(1) 「優れた自然」

岩手県全域を1km四方のメッシュに区分し、植生、動植物、地形などの自然環境に係るさまざまなデータを駆使して、それぞれのメッシュごとに自然環境を学術的に優れているかどうかという観点から総合評価を行いました。



生物的環境の評価と地形・地質・自然景観の評価を整理し、5段階の保全区分をメッシュ単位の「保全区分図」に表すとともに、保全区分ごとの保全方向を設定しました。

《保全区分図のメッシュ数と比率》

区分	A	B	C	D	E	合計
メッシュ数	1,306	2,444	2,303	7,187	2,557	15,797
比率	8.2%	15.5%	14.6%	45.5%	16.2%	100.0%

(2) 「身近な自然」

県民に身近なものという観点から、街角のみどりやホテルの飛ぶ身近な水辺、伝説の生きる社寺林や日常的に利用する散策路など生活の身近にある自然を抽出し、保全にあたっての配慮事項を設定しました。